



低所得世帯を応援 新たに非課税となった世帯などへ給付金を支給します

本年度新たに世帯全員が非課税となった世帯などへ1世帯あたり10万円(子ども1人当たり5万円を加算)を給付します。

給付を受けるためには申請が必要です。忘れずに手続きをお願いします。

■**対象** 本年6月3日時点で本市の住民基本台帳に登録されていて、新たに令和6年度の住民税が非課税となった世帯もしくは均等割のみ課税となった世帯

※令和5年度に非課税世帯への7万円給付、均等割のみ課税世帯への10万円給付の対象であった世帯、世帯全員が住民税課税者に税扶養されている世帯は対象外

■**給付額** 1世帯あたり10万円

※対象世帯に18歳以下の子どもがいる場合、1人あたり5万円を加算

■**申請期限** 10月31日(木)

■**申請方法** 令和6年度の住民税課税状況に基づき対象世帯と判定できた世帯には、8月下旬から順次、確認書または申請書を送付します。通知内容を確認の上、手続きを行ってください。

次の世帯には確認書などが送付されませんので、市ホームページなどから申請様式を入手し、課税証明書などの必要書類を添えて申請をしてください。



- 本年1月2日～6月3日の間に本市へ転入した人がいる世帯
- 令和6年度の住民税申告を行っていない人がいる世帯

【問い合わせ・申請】

新館地域福祉課(☎41-3572)、各総合支所健康福祉係(大迫☎41-3127、石鳥谷☎41-3447、東和☎41-6517)

調整給付金について詳しくは、市ホームページをご覧ください



【問い合わせ・申請】

新館地域福祉課(☎41-3572)、各総合支所健康福祉係(大迫☎41-3127、石鳥谷☎41-3447、東和☎41-6517)



▲市ホームページ



▲国税庁定額減税特設サイト



花巻中央エリア社会実験 -花巻みち活 street to park challenge2024- 上町ストリート&パークチャレンジ～ハナビノヒ

■**期日** 8月24日(土)

■**実施事業者** 上町家守舎

■**時間、会場、内容**

時間	会場	内容
正午～午後5時	旧まちなかビクターセンター前から岩手銀行前までの道路	▶子ども向けの乗り物広場(有料)▶誰でも体験可能なストリートハンドボール▶ダンス・DJのステージ▶屋台・キッチンカー出店
午後1時～9時	旧まちなかビクターセンター前	花巻高等看護専門学校および岩手理容美容専門学校の生徒による、メイクやボディペイント、手浴、血圧測定などの体験ブース
	花巻中央広場・ヒルズエリア	▶サウナテントスペース(有料)▶誰でも利用可能なデイキャンプ風に設置した休憩・飲食スペース

同日開催

イーハトーブフォーラム

■時間 午後7時30分～9時

■会場 北上川河川敷

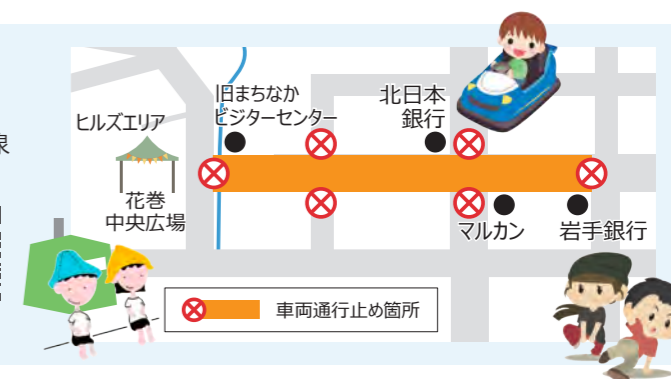


会場図・車両交通規制

■**規制時間** 午前11時～午後6時

■**迂回運行バス** 市街地循環バス、高木団地線、花巻温泉線・天下田団地線、石鳥谷線、コミュニティバス土沢線
※運行ルート、バス停が一部変更となります。詳しくは、市ホームページまたはバス停掲示をご確認ください

■**問い合わせ** 本館商工労政課(☎41-3534)



定額減税で減税しきれない人が対象 調整給付金を支給します

令和6年度税制改正によって、物価高騰の負担を軽減するため、1人当たり4万円の定額減税が実施されています。

定額減税しきれないと見込まれる人については、「調整給付金」を支給します。対象者には8月下旬から順次、お知らせを送付しますので、忘れずに手続きをお願いします。

***定額減税とは**

1人当たり所得税3万円、住民税1万円の合計4万円が減税される制度です。扶養している人数などによって、減税される金額は異なります。詳しくは広報はなまき6月15日号または下記ホームページをご覧ください

■**調整給付金の対象および給付額** 定額減税される額が令和6年度の住民税などの減税前の課税額を上回る人を対象に、その差額を1万円単位で切り上げて支給します。

■**申請期限** 10月31日(木)

※本年1月2日以降に本市に転入した人には、本市からのお知らせなどは送付されませんので、1月1日に住民登録があった市町村へお問い合わせください

調整給付金について詳しくは、市ホームページをご覧ください



【問い合わせ・申請】

新館地域福祉課(☎41-3572)、各総合支所健康福祉係(大迫☎41-3127、石鳥谷☎41-3447、東和☎41-6517)



放置されている果樹の伐採やガンロッカーなどの購入にご利用ください 有害獣対策に関する補助制度

クマやイノシシ、シカなどの有害獣による人的被害や農作物被害を防ぐため、市では二つの補助制度を本年度新たに創設し、実施しています。

*利用を希望する人は、事前に必ず問い合わせ先のいずれかへご相談ください

①放任果樹の伐採費用補助

クマなどが市街地へ近づく要因となりうる、放置されている果樹の伐採費用に対して、補助しています。

■**対象** 市内の土地を所有または管理している人

■**対象経費** 市内のカキとクリの木の伐採にかかる費用

■**補助額**

- 業者に委託する場合…対象経費の2分の1以内(ただし、1本当たり15万円を上限)
- それ以外…1本当たり2千円

②ガンロッカー・装弾ロッカーの購入費用補助

■**対象** 狩猟免許を所有する市内在住の人

■**対象経費** 狩猟免許を取得した日から翌々年度末までの間に購入した、ガンロッカーおよび装弾ロッカーの費用

■**補助額**

- ガンロッカー…対象経費の2分の1以内(上限3万円)
- 装弾ロッカー…対象経費の2分の1以内(上限2万円)

①②共通

■**問い合わせ・申請** 農村林務課(☎23-1400)、各総合支所産業係(大迫☎41-3122、石鳥谷☎41-3442、東和☎41-6512)

市ではこのほか、電気柵の購入に対する補助や、狩猟免許の取得に対する補助なども行っています。詳しくは、上記へお問い合わせください。